

令和5年第3回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和5年9月25日 午前10時00分 開会
午後 2時26分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	井上理恵
教育部理事	葛本章子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	神橋秀幸
書記	岸田聖士		

6. 会議録署名議員 4番 坂本剛司 7番 吉村始

7. 議事日程

日程第1 認第1号 令和4年度葛城市一般会計決算の認定について

日程第2 認第2号 令和4年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について

- 日程第3 認第3号 令和4年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第4 認第4号 令和4年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第5号 令和4年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第6号 令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第7号 令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第8号 令和4年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第9 認第9号 令和4年度葛城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議第64号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第63号 葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第12 発議第2号 議第63号 葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてに対する附帯決議
- 日程第13 議第65号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第66号 令和5年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第15 議第67号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第16 議第68号 令和5年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第17 議第69号 令和5年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第18 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

梨本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

また、議会改革特別委員会におきまして、葛城市議会議員定数・報酬・政務活動費に関する基礎調査報告書をまとめられ、西川委員長より議長長宛てに提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ここで報告事項を申し上げます。

本定例会の会期中に開催されました厚生文教常任委員会におきまして、議第63号 葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてに対する附帯決議案の提出がございましたので、その取扱いにつきまして、各常任委員会における付託議案以外の調査案件と併せて、9月13日午後5時10分より議会運営委員会を開催いただき、議事日程、審議方法についてご協議いただいておりますので、議会運営委員長よりご報告願います。

12番、増田順弘議員。

増田議会運営委員長 皆さん、おはようございます。それでは、本定例会の会期中に開催をされました厚生文教常任委員会におきまして、議第63号 葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてに対する附帯決議案が可決をされ、発議第2号として提出がございました。その審議方法について、去る9月13日、議会運営委員会を開催し、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査と併せまして、慎重に協議をいたしておりますので、その内容につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会から、DX推進に関する事項について、観光事業に関する事項について、その他総務建設常任委員会の所管に属する事項、この3項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がございました。

また、厚生文教常任委員会からは、就学前児童の保育と教育に関する事項、市民体育祭の総括に関する事項、その他厚生文教常任委員会の所管に属する事項の3項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がございました。それぞれ付託議案以外の所管事項の調査として審査願うことに決定をいたしました。

なお、これらの調査案件については、閉会中も継続して審査を要するとして、各常任委員長より議長に対し、閉会中の継続審査の申出がなされております。

次に、発議第2号の附帯決議案につきましてでございます。日程第11、議第63号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定について、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決まで行い、議第63号議案が可決された場合は、続いて発議第2号の附帯決議案を上程し、提案者から内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。一方、議第63号議案が否決された場合は、附帯決議案は審議する必要がなくな

りますので、議事日程より削除いたします。

以上、報告とさせていただきます。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

梨本議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りします。

発議第2号の議案審議につきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり、議案審議を行うことにいたします。また、各常任委員会の皆様には、それぞれの調査案件につきまして、慎重に審査いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る9月4日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました1議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、9月8日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、災害に強いまちづくりに関する事項についてであります。本件につきましては、テーマが広範囲にわたるため、今回は避難所運営について項目を絞り、調査を行いました。

理事者からは、初めに、7月と8月に開催された市民参加型避難所運営訓練について、次に、災害応援協定団体・緊急物資供給協力企業等の紹介について、続いて、市内に存する15か所の災害時指定避難所の利用大字や収容人数について、資料を用いて説明がありました。最後に、広報かつらぎ9月号に、「災害から身を守るために～自助・共助・公助の備え～」と題した特集ページを掲載し、防災に関する知識や危機管理の意識向上のため、啓発を行ったという説明がありました。

委員からは、Wi-Fiを整備済みの災害時指定避難所は15か所中5か所だが、今後はどうするのか。また、災害時には多くの方が避難所に集まるので、パンクせず使用できるのかという問いがあり、この5か所には観光事業としての相撲Wi-Fiが整備されており、そのほかの箇所についてはWi-Fi環境が整っていない。今後、災害が起こった際、情報収集が必要になるので、整備も検討していきたいと考えているという答弁がありました。

最後に、副市長からは、災害時、回線がパンクすることも危惧されるので、先進地等を研究し、できる限り全ての災害時指定避難所にWi-Fiを整備できるように調査研究していきたいという答弁がありました。

次に、DX推進に関する事項についてであります。当委員会では、今年7月に、DXの先

進地として知られる富山県南砺市の行政視察を行い、自治体DX推進について調査を行ってまいりました。今回は、葛城市のDXの状況について、理事者より報告を願いました。

理事者からは、現在、葛城市にはDX推進計画はなく、システム等の導入については、他市と比較しても決して遅れている状況ではないと考えているが、DXを政策的に取り組む上で、今後、基本計画を策定し、推進体制を構築する必要があると考えている。予定では、今年中に、DX基本条例の制定や、DX推進計画案の作成をし、来年度から施行できるように検討を行っている。自治体の行政手続のオンライン化について葛城市では、マイナンバーカードを利用したものとして、転入、転出、子育て、介護関係の手続に係る申請が可能であり、その他のサービスとして、奈良県地域デジタル化推進協議会で共同運営しているe古都ならの運用によるウェブ施設予約及び電子申請がある。さらに、葛城市独自で導入しているサービスとして、市民の利便性の向上という観点から、窓口申請手数料のキャッシュレス化を図る電子決済の導入及び各種証明書等のスマートフォンを使ったオンライン申請、電子入札システムの導入などについて取り組んでいる。また、市役所内部における業務効率化では、ペーパーレス会議システム、電子決裁システム、リモート会議システムの導入や、AI-RPAの利用促進など、業務の効率化を図るとともに、テレワークの推進などに取り組んでいる。そのほか、デジタルデバйд対策として、60歳以上の高齢者を対象とした情報端末機器の体験講座をいきいきセンターと當麻文化会館でそれぞれ実施しており、いきいきセンターでは、カメラ等の機能、インターネット体験、アプリ等の操作を教わるスマートフォン講座を、令和4年度では合計で12回実施、133名の参加があり、また、當麻文化会館では、タブレット講座を、令和4年度では合計10回実施したという説明がありました。

委員からは、全庁的な事業であると思うが、体制づくりはどうなっているのかとの問いがあり、DX推進に関しては、国からの手順書に基づきながら進めていくことになるが、計画を策定する際における市の推進体制については、まずは担当の部署を決め、責任を明確にして進めていく必要があると考えている。最高責任者である市長を中心として、情報担当の部署だけではなく、市全体で進めていく体制を構築し、他市の事例も参考に進めていく予定であるという答弁がありました。

この答弁を受けて、委員からは、DX推進体制構築スケジュール案を見たところ、スピード感を持った計画に感じられるが、ワーキンググループなどの組織体制を確立しなければ、計画どおりにいけるのか懸念されるので、しっかりとした体制を整え、計画を進めていってほしいという意見がありました。

最後に、葛城市立地適正化計画の改訂に関する事項についてであります。

理事者からは、平成29年に当初の計画が策定されてから、中間見直しの時期である5年が経過し、都市再生特別措置法の一部改正に基づき、防災指針の内容を計画内に盛り込む必要があったことから、改訂業務を行った。令和4年度から令和5年度の2か年にかけて取り組み、令和5年6月から7月にかけてパブリックコメントを行い、改訂案に対して広く意見を募集し、様々な意見をいただいた。その後、葛城市都市計画審議会の承認を経て、令和5年8月に改訂業務が完了した旨の報告があり、変更のあった箇所を中心に内容の説明がありま

した。

委員からは、二上神社口周辺、市街化区域の集落が居住誘導区域に設定されていないのはなぜかとの問いがあり、地域内に土砂災害計画区域を含んでいることに加え、都市機能の維持に必要と考えられる人口規模が維持できないと考えられることから、居住誘導区域には設定していないという答弁がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

梨本議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

8番、奥本佳史議員。

奥本厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る9月4日の本会議におきまして、厚生文教常任委員会に付託されました2議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、9月11日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、就学前児童の保育と教育に関する事項についてであります。

理事者からは、磐城認定こども園の調理室等整備工事が完了した後の施設運用について、自園調理により安心・安全な給食を安定して継続的に提供していただくために、磐城認定こども園の給食調理と配送等の業務を民間企業への業務委託を検討していること、6月定例会中の当委員会で質問のあった、磐城認定こども園給食調理室等整備工事に係る車両の搬入経路及び工事の進捗状況について、當麻小学校区内に開園予定の民間の認定こども園の開園が令和6年4月から同年5月にずれ込む見込みとなり、これに伴う子どもの受入れについての対応策などについての説明がありました。

委員からは、磐城認定こども園の自園調理について、人材確保が難しいことから、民間委託を考えているということだが、最近のニュースで、民間会社が経営上の問題から給食の提供ができなくなったという報道があった。こういった点も踏まえ、民間委託についてどう考えているのかという問いがあり、このニュースの以前から、事業者の選定はどういう方法がいいのかという検討を行っており、物価の高騰、人件費の高騰等が、昨今の課題となっていることも意識して、民間の複数の事業者から意見等も伺っている。人件費等については、受託する側の見通しの利く期間は3年程度という民間事業者からの意見もあり、本市の保育所、認定こども園において初めての試みとなる民間委託が果たしていいのか、直営にしたほうがいいのかを判断するための期間として、長期継続契約による費用対効果を含め、3年間という契約期間を設定するのが適当と考えている。報道にあったような状況とならないように、各事業者からの意見も踏まえて、更に検討を進めていきたいとの答弁がありました。

また、當麻小学校区内に開園予定の民間の認定こども園の開園が1か月遅れることによる子どもの受入れ対応については、入所希望が出そろった後に個別に相談、対応していくとのことだが、開園予定の認定こども園に入所を希望される方のうち、令和6年4月から保育が必要な子どもの数はいつ頃把握できるのかという問いがあり、令和6年度の入所申込みは令

和5年10月5日から10月7日の間で行い、10月7日の締切り後、早急に集計したいと考えているとの答弁がありました。

この答弁を受け、この件に関する子どもの受入れ対応については、11月頃にはある程度方向性は出ると思うので、その頃に改めて報告願いたいとの要望がありました。

続きまして、部活動に関する事項についてであります。

理事者からは、休日の部活動の地域移行についての背景、葛城市での対応、今後の進め方等について説明がありました。

委員から、部活動の地域移行については、学校の先生の働き方改革という意味があるということなので、運動部だけではなく、文化部を含め全ての部活動が対象という意識でよいのかという問いがあり、教育長からは、運動部と文化部の両方が対象となるが、現在の国の指針では、部活動の地域移行については休日における部活動が対象とされており、休日に活動していないものは対象外となる。休日だけの部活動を移行することが本当に働き方改革等につながるのか。また、子どもたちの活動に本当に支障が出ないのかという点については、先進地でも大きな課題とされており、葛城市にとって何が一番いいのかということをしかりと考えていきたいという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、葛城市で部活動の地域移行を受け入れてくれるスポーツクラブ等の民間団体を把握しているのかという問いがあり、教育長から、葛城市にもスポーツクラブ葛城等の団体はあるが、現在中学校にある全ての部活動に対応するだけの団体はなく、今のニーズに合った子どもたちの学びの場もつくっていききたいという思いもあり、それらを含めて、どのように運営していくのが一番持続可能な形で適切なのかということをしかりと検討する必要があると考えている。今すぐには結論を出せないが、来年の秋ぐらいには一定の方向性を示していかないといけないと強く感じているという答弁がありました。

続きまして、社会体育施設の利用に関する事項についてであります。

理事者からは、3月の葛城市運動場条例等の改正に伴う7月以降の施設の利用状況の変化や、第85回国民スポーツ大会に向けた競技会場の選定における葛城市の体育施設の状況などについて説明がありました。

委員から、以前の委員会で、体育施設の予約サイトが使いづらいので、もっと使いやすい独自のものにしてはどうかという意見を伝えたが、その後どうなっているのかという問いがあり、予約システムについては研究を進めていきたいと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、サッカーグラウンドについてはこれから需要が増えていくと思うので、有名になる前に予約の仕組みをしかりとつくっていただきたいという要望がありました。

続きまして、教育現場におけるリテラシー教育に関する事項についてであります。

理事者から、小・中学校における情報リテラシー、金融リテラシー教育に関する現状について説明がありました。委員からは、大阪で進められているIR事業に見られるカジノや金融資産の投資について、一部の成功体験が大きく取り上げられやすく、リスクについて目があまり向かないように感じる。子どもたちが成長し、健全な生活をしてもらうために、市として小・中学生に対し、投資等に関するリスクをしかり教育いただきたいという要望があ

りました。

最後に、水道事業に関する事項についてであります。

理事者からは、昨年12月に水道事業の単独経営を継続することを決定したことに伴う水道ビジョンの見直しの今後の進め方について説明がありました。

委員からは、見直し後の水道ビジョンは令和7年度末に完成とのことだが、もう少し早くならないのかという問いがあり、新規水源開発の調査検討業務を行った上で、基本計画の策定、水道ビジョンの策定という順番で行うので、どうしても時間が必要となる。途中経過の報告は行う予定だが、水道ビジョン全体を示すことができるのは令和7年度となるという答弁がありました。

この答弁を受け、ほかの委員からは、水源開発、浄水場の統廃合等が具体的に必要となった場合、新しい水道ビジョンができた後の令和8年度以降から始まるのか。それとも、新規水源開発の調査検討業務について一定の結論が出てくる令和6年の4月以降に着手するのかという問いがあり、市長から、水道ビジョンが完成してから取りかかるのでは非常に時間がかかるので、どの段階でどういう事業に取りかかれるのかを検討するよう指示をしている。また、現在の水道ビジョンがあるので、それに従った形での管路更新等の事業は進めていく。施設整備、浄水場等の更新をどうするのかは、水源の確保の場所が変わってきたり、手法も変わってくる可能性があり、確定できるのが更に次年度になると考えている。新しい水道ビジョンが完成するまでに取りかかれるものから着手し、早めることができる事項については極力早めていきたいと考えているとの答弁がありました。

この答弁を受け、施設更新等には財源の問題もある。財源については起債を含めて考えることになると思うが、金利の動向が非常に不安定で、今後の金利上昇も予想されることから、早急に財源についても検討いただきたいという要望がありました。

以上であります。このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、また、多くの意見が出されましたことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

梨本議長 次に、会期中に開催されました議会改革特別委員会におきまして、葛城市議会議員定数・報酬・政務活動費に関する基礎調査報告書をまとめられ、西川委員長より議長宛てに提出されております。委員会の審査の概要と基礎調査報告書につきまして、委員長より報告願います。

1番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告を申し上げます。

委員会につきましては、9月8日午後2時より開催し、議会改革に関する事項について、そして葛城市議会基本条例の検証などについて、協議を行っております。

初めに、議会改革に関する事項についてでございます。令和3年10月の選挙において、市制施行以降初めて無投票による選挙となったことから、この状況を非常に重く感じ、今後の葛城市議会の資質向上のために、適正な議員定数、報酬、政務活動費を検討するための基礎資料とするため、現在の葛城市議会の状況を客観的に調査することを目的に、葛城市議会議

員定数・報酬・政務活動費に関する基礎調査報告書を作成することになり、これまで委員会や作業部会で出たご意見などを参考にしながら、協議した内容についてご報告させていただきました。

委員からは、この報告書は非常に客観的なデータがそろい、現在の葛城市議会の状況を把握する上で説得力のあるものになった。今後の議論の中でしっかり使っていきたいと思うという意見や、客観的なデータをまとめた文章の中に、主観が入り、客観性が損なわれている部分が見受けられるので削除してはどうかなど、様々な意見がありました。

委員会が出された意見などの反映については、正副委員長で再度確認することで一任されましたので、本日、葛城市議会議員定数・報酬・政務活動費に関する基礎調査報告書として議長に提出をさせていただきました。

なお、本基礎調査報告書については、本日の本会議が終了した後に市のホームページに掲載をさせていただきます。今後はこの基礎調査報告書をベースに、葛城市の議員定数、議員報酬、政務活動費について、引き続き本特別委員会で検討していくことを確認いたしました。

次に、タブレット端末導入などの議会ICT化についてでございます。令和4年9月20日の議会改革特別委員会において、導入する方向で進めていくことを確認しましたが、令和5年度当初予算において、該当する交付金などが見当たらないことから、もうしばらく国の動向を注視し、導入を先送りすることになりました。しかし、今後も該当する交付金などが見込めないことから、導入時期について再度協議をいたしました。

委員からは、この話は5年前から慎重に進め、導入する方向で決定したものの、令和5年度は導入を先送りにした。しかし、今後はできるだけ早く導入して、議会運営の効率化やペーパーレスなどのコスト削減を図り、導入効果をしっかりと示していきたいという意見や、既に理事者側はタブレットを導入している。また、小・中学校の授業でもタブレットを使用している。議会も長年慎重に議論してきたので、議員活動の充実、行政側や議会事務局の事務負担軽減を図る上でも早く導入をしたい、さらに、ほかの委員からは、万が一災害が発生したときなどの非常時に、リモート会議の開催などにより、議会機能を停止させることなく継続できるよう一刻も早く導入したほうが良いと考えるなど様々な意見があり、委員会といたしましては、令和6年度から導入する方向で予算要求をしていくことを確認いたしました。

次に、葛城市議会基本条例の検証などについて協議を行っております。葛城市議会の最高規範として位置づけられております葛城市議会基本条例第19条におきまして、条例の施行後においても議会活動の活性化を継続させるため、議会は、毎年1回、条例の目的が達成されているかどうかを検証し、見直しが必要であれば、葛城市議会基本条例を改正するなど適切な措置を講じなければならないことが定められており、次の5つについて検証いたしました。

まず、1つ目、議員定数と議員報酬につきましては、葛城市議会基本条例第16条と第17条に規定されており、政務活動費に関しては、この基本条例が制定される際にも、当時の市議会で様々な議論がされているところでございます。令和3年10月の市議会議員選挙後に実施した議員研修会では、議会運営に関する基本的な事項と併せて、定数や報酬などに関する研修を行ったり、人口規模の類似している33の自治体にアンケート調査をお願いするなど、

検討を進めてまいりました。そして、令和4年9月に実施しました委員会におきまして、葛城市議会の将来的な議会の在り方、また議員としての姿を考える上でも、類似団体を含めた一定のエビデンスを基に、一旦、現在の葛城市議会の状況を報告書にまとめることとなり、本日、葛城市議会議員定数・報酬・政務活動費に関する基礎調査報告書として議長に提出をさせていただきました。先ほどご報告させていただいたとおり、この基礎調査報告書をベースに、今後も、議員定数、議員報酬、政務活動費などについては、引き続き検討していくことを確認いたしました。

次に、2つ目、タブレット端末の導入などの議会ICT化につきましては、議会の会議における議案の審査、所管事務の調査などの充実を図るため、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますが、現状としましては、個人の端末持込みを許可している状況です。そして、デジタル化政策の一環として全国市議会議長会から示された会議規則や各種書式例を参考に、ハンコレスやペーパーレスなどの事務の見直しを行っております。また、大量に配付される議会資料の電子化を図り、議員が場所を問わずいつでも資料を閲覧することができることで、議案の審査や調査、議会運営、議員活動の効率化に向けたタブレット端末の導入についても協議し、委員会といたしましては、先ほど報告させていただいたとおり、令和6年度から導入する方向で確認し、詳細については今後も引き続き検討していくことといたしました。

次に、3つ目、議会と行政の関係、委員会活動につきましては、葛城市議会基本条例第7条から第9条に議会と行政の関係として、議会審議における論点情報の形成や、予算及び決算における政策説明について、また、第11条には委員会の活動について、それぞれが規定されており、その内容については、議会が市長の提案した重要な政策や予算、決算などの審議において政策水準を高める議論が行われるよう、また、委員会審査に当たっては、資料などを積極的に公開しながら、市民に対して分かりやすい議論ができるよう、それぞれ規定されております。その中で、葛城市議会基本条例第11条第1項に規定されているように、今年は委員会や委員会協議会の在り方について協議をし、できる限り委員会協議会は開催せず、委員会を開催することとし、委員会資料なども積極的に公開し、市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めることを確認しました。また、葛城市議会基本条例第11条第2項に規定されている閉会中の委員会における所管事務調査を今以上に積極的に行うことができるように、令和3年12月定例会より、その他委員会の所管に属する事項という項目を各常任委員会の閉会中の審査項目に追加いたしました。また、調査の項目についても、通年固定するのではなく、各閉会中にすべき項目を取り上げ、各委員会が積極的に調査するよう変更し、非常に深掘りした調査ができました。今後も引き続き継続していくことを確認いたしました。

次に、4つ目、市民懇談会につきましては、葛城市議会基本条例の施行後は、市民懇談会としての開催はできていない状況でございましたが、令和2年12月発行の議会だよりのリニューアルに伴い、議会だより編集委員会で、「市民の声をきく」の特集記事の掲載を新たに始められ、市内各種団体などの市民の方に、記事掲載のため取材に伺い、様々な意見交換を積極的に行っております。

委員からは、現在、議会だより編集委員会で行っている「市民の声をきく」の取材については、市民懇談会の一環だとは思いますが、特定の団体に議会から出向き、意見を聞く場になるので、市民が誰でも参加することができ、議員と意見交換ができる本来の市民懇談会とは少し意味が違うのではないかと、議会に対する意見箱や議会のSNSなどを開設し、ダイレクトメールなど、常時ご意見をいただけるようにしてはどうかなどの意見があり、引き続いて検討していくことを確認いたしました。

次に、最後5つ目、市民と議会の関係につきましては、第4条に規定されているとおり、市民に対し、その保有する情報を積極的に発信するとともに、議会の活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならないとあり、インターネットライブ中継や録画配信サービスの実施、議会会議録の検索システムや本会議における電子表決システムの導入などの改革を進めてきました。委員からは、議会が採択した意見書や請願書について、議会のホームページに掲載されていないので、積極的に発信してはどうかという意見があり、今後も引き続き検討していくことといたしました。

最後に、議会改革特別委員会といたしましては、今後におきましても、葛城市議会基本条例の現状の条文を十分に活用し、議会改革を進め、議会活動の更なる充実強化を図るということをし添えまして、本定例会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。

梨本議長 次に、会期中に開催されました当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会について、委員長より報告願います。

8番、奥本佳史議員。

奥本當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長 それでは、議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の審査状況をご報告申し上げます。

本委員会については、令和5年9月13日水曜日午後2時から開催し、当麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項について報告を願いました。

理事者からは、当麻複合施設整備用地及び周辺エリア測量等業務委託の入札結果並びに当麻複合施設周辺エリア活用事業支援業務委託の内容、また、当麻複合施設整備に係る設計等業務委託の公募型プロポーザルの実施や、(仮称) 当麻複合施設管理・運営基本方針(案)の内容について報告がありました。

この報告を受け、委員からは、今回測量する当麻複合施設整備用地及び周辺エリアとはどこまでの範囲かという問いがあり、当麻文化会館、当麻図書館、当麻庁舎、旧当麻庁舎跡地、及び論地池も含めたエリアであるという答弁があり、ほかの委員から、論地池は地元所有の部分もあるが、全体を活用する予定なのか。また、現在合併以前からの旧当麻町と長尾水利組合との池の借地契約の状況はどうなっているのかという問いがありました。

これについて、池と北側の駐車場は未登記で、切り離せないような登記関係である。市所有の土地の境界を確定するために、池全体を測量する必要がある。借地契約については、昭和63年4月1日から、池のおよそ2,000平方メートルの部分を年間60万円の賃借料を支払う

ことで、公園として使用する契約となっている。そして、論地池の活用について、長尾水利組合と協議を進めているところで、現状では、池の水を引いている田はないと確認しているという答弁がありました。

この答弁を受け、論地池北側の白鳳中学校に続く里道の拡幅や、論地池埋立て等といった積極的な活用を、大字や長尾水利組合とも協力して検討していただきたいという要望がありました。

また、別の委員からは、もし指定管理者に當麻複合施設の運営を委託することになった場合、文化会館機能でいろんな教室を事業者がやることはよいが、地元の方々が公民館や文化会館として利用する市民活動と内容が重複することはないのか。また、収益を求める指定管理者となれば、図書館での読書活動やボランティア活動といった熱心に活動する主体性のある住民が消費者となってしまい、主体性がなくなるのではないかと懸念するが、どう考えるのかという問いがありました。これについて、副市長より、これから施設の運営を考えていく上で、市民感情や受益者負担といった観点のほか、施設の設置目的や、今まで培ってきた歴史、委員が懸念されている件等も踏まえ、検討していかなければならないと感じているという答弁がありました。

この答弁を受けて、指定管理者に運営を委託する場合は、公募する際に、指定管理料等の内容を含めて定めた仕様書を出せなければ、住民サービスを高めてコストも削減することはできないと思うので、努力をお願いしたいという要望がありました。

続きまして、別の委員からは、いつまでに指定管理か直営かを決めるのかという問いがあり、基本設計の契約期間中であれば、指定管理になったとしても業者と密に連携も取れるため、令和6年度中に指定管理か直営かの方向性を決めるとの答弁がありました。

そして、別の委員から、今後の葛城市において、財政負担が高まっていく現状において、様々な施設の運営について検討が必要となる中、當麻複合施設の管理運営のことを考えていただいていると思うが、ここで、當麻複合施設だけではなく、市全体での各種事業における管理運営について、今後、民間ノウハウを活用することを検討したとき、財政の改革や経費の節減、サービスの向上が見込めるのであれば、最終的に問われるのは市長の方向性だと考えるが、現時点での市長の思いはという問いがあり、市長より、文化施設や社会教育施設、福祉施設というのは、行政が利益を求めないサービスとして提供することが税金で認められている施設であるため、仮に直営であれ、指定管理であれ、どの程度のサービスをどれくらいのコストで市民の方々に提供するのかということが一番の基準になると思う。その中で、直営がいいのか、指定管理がいいのか、どちらが低コストで充実したサービスを実現できるのかというバランスの問題だと考えているので、いろいろな事項について検討を積み重ね、あるべき姿を議会と一緒に議論をしていきたいと思っているという答弁がありました。

最後に、委員会として、指定管理はやり方を見誤らなければおおむねよい制度であるが、現状葛城市では指定管理者制度に対しての取決めや制限が全くないため、今後はこのことに留意して進めていただきたい。また、指定管理とすることで管理運営コストが引き下げられれば大きなメリットではあるが、コストを下げ過ぎると優秀な事業者からの応募がないとい

うこともある。本来の指定管理者制度が目指す、指定管理者が単なる施設系管理者にとどまることなく、政策的事業主体として事業運営を行うという趣旨を理解し、行政も議会も、指定管理について更に勉強して、葛城市における指定管理の仕組みづくりを確立し、更に効果を上げられるよう検討いただきたいという総括を行いました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、多くの意見、要望が出されておりますことを付け加えまして、本委員会の調査状況についての報告といたします。

梨本議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告等は以上であります。

これより日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。日程第1、認第1号から日程第9、認第9号までの9議案を一括議題といたします。本9議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、増田順弘議員。

増田決算特別委員長 それでは、議長の許可を得ましたので、去る9月4日の本会議におきまして決算特別委員会に付託をされました認第1号から認第9号までの9議案につき、14日、15日、19日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果につきましてご報告を申し上げます。

初めに、認第1号、令和4年度葛城市一般会計決算の認定についてであります。

歳出の総務費では、スマート自治体ソフト使用料について、令和4年度新規事業であるが、どのような効果があったかという問いがあり、DX推進ということで、デジタルによる庁内業務の効率化や、市民から市役所への申込みをウェブ上で完了するための入力フォームの作成など、職員がプログラミングの知識がなくても簡単にシステムを作成できるクラウド型業務改善ツールを導入しており、活用実績は、会計課の事務用品在庫管理システムとして利用しているほか、企画政策課での未来人材育成事業の申込みフォームとしての利用や、総合窓口課での業務手順書など、様々な課で非常に有効活用できていると考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、この新規のスマート自治体ソフトは、申請フォームが作りやすく、非常に使いやすいものだと思うので、教育委員会の施設予約システムなどをクラウド型業務改善ツールに移行するというのも1つの方法だと考えている。もっと活用範囲を広げ、市として統一化し、部署間なく使用できる申込みフォームができれば、市民サービスの向上につながると思うので、引き続き検討願いたいという要望がありました。

次に、地方創生臨時交付金事業費、電子図書事業の電子図書館の利用人数や貸出状況はという問いに対し、令和4年度の電子図書館の実利用者数は509人で、大人が145人、子どもが364人であった。また、貸出回数は7,830回で、そのうち子どもの利用回数が7,022回、大人の利用回数が808回であったという答弁がありました。

この答弁を受け、今後、利用状況を増やすための取組はどのようなことを考えているのかという問いがあり、利用コンテンツの数が少ないため、コンテンツの充実を考えていきたい。また、電子図書館がどういうものなのかということをしっかり周知していきたいという答弁

がありました。

この答弁を受け、本市単独でコンテンツを増やそうとしたら限りがあると思うので、別の自治体などと連携してコンテンツの数を増やすという手法も検討していただきたい。また、新しく本が入ったことや、電子図書館についての案内をLINEやホームページで掲載すれば、興味を持って利用する方もいると思うので、市の持つ媒体を十分に活用して電子図書に触れる機会を増やすよう努めていただきたいという要望がありました。

次に、民生費では、保育士等処遇改善臨時特例補助金の交付対象となった人数の実績と効果は、また、補助金は当面の間続くのかという問いに対し、交付対象人数は、はじかみ保育園29人、華表保育園55人、浄正院保育園40人、新庄せいかナーサリー7人である。また、この補助金の効果として、どれだけの方が残っていただいたかという数字の報告はもらっていないが、各園からは、この補助金を支給することにより、今まで以上に保育士の定着につながるというような声をいただいているので、結果的にはこの補助金には効果があったと考えている。なお、この補助金は令和4年度の補助事業で、令和5年度、令和6年度は、民間保育所の保育士に対する月2万円の上乗せの補助を行うとの答弁がありました。

この答弁を受け、保育士の処遇改善のための補助については、保育士の定着のために継続していただきたいという要望がありました。

また、子ども若者育成支援事業の巡回相談・就学相談について、令和3年度に比べ、令和4年度の件数が増加しているようだが、その要因は、また、相談について、臨床心理士による相談だけでなく、生活基盤に関わる福祉的な相談も行っているのかという問いがあり、相談件数が増えているのは、丁寧な相談を心がけている結果であると考えている。例えば1人の子どものケースにしても、その観察だけでなく、保育所、幼稚園、小・中学校の保育士や学校等の先生に心理士の視点からのアドバイスを伝えたり、保護者との情報共有を図るため、保育所や小学校等に保護者の方に来ていただいたりなど、関わっている大人と情報の共有をするための相談件数が増えてきている。また、相談内容については、子どもの特性だけでなく、家庭環境や生活環境に関わるような場合もある。その際はこども・若者サポートセンターに社会福祉士がいるので、巡回相談だけで対応できないものに関しては、持ち帰って多職種で検討して、その結果を子どもあるいは保護者の方に伝えるという対応を行っているという答弁がありました。

次に、衛生費では、リサイクルプラザ運営事業で、自転車のリサイクルを行っていると思うが、何台リサイクルし、何台販売できたのかという問いに対し、放置自転車の回収については、これまで125台を回収し、組替え等を行って25台の自転車が完成したので、令和5年3月に市民を対象に販売をした。販売の実績は142人の来場者があり、25台全て完売した。令和5年度においても放置自転車の回収をし、新しい自転車の組み上げ作業を行っており、時期は未定だが、自転車がそろい次第、市民の方に対するリサイクルフェアの開催を考えているとの答弁がありました。

また、環境衛生事業の新エネルギー等システム設置補助金について、申込みは何件あったのか、また、上限を超えて補助金の申込みがあったのかという問いがあり、令和4年度の実

績として、令和5年1月末頃に上限の100件に達している。令和4年度の実績の内訳として、住宅用太陽光発電システム設置分が71件、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置分が29件である。上限を超えた分は10件程度あったが、申込期間が1年間あるので、その分は令和5年度の予算で対応しているとの答弁がありました。

この答弁を受け、令和4年度の上限を超えた分を令和5年度の補助金で対応しているということだが、こういうことが積み重なっていくと、何十件という件数になることも考えられるが、市民の方の意識の高まりもあって、ここ数年、執行率が100%となっているので、しっかりと取り組んでいただきたいという意見がありました。

次に、農林商工費では、商工費、広域連携事業について、近隣市町とどのような連携を図っているのかという問いに対し、二上山美化促進協議会では、葛城市、香芝市、太子町で、二上山の美化を促進しており、たくさんの方々に登山をしてもらえるよう努めている。中南和広域観光協議会では、14市町が集まって協議会を組んで、中南和における観光促進をしているところである。葛城地域観光協議会は近隣の4市1町が葛城地域の観光促進のために集まっており、昨年はおんしばにおいて大阪圏の多くの方を対象とした葛城地域のPRを行った。大和まほろば相撲連絡協議会は、葛城市、香芝市、桜井市で相撲ゆかりの地として、お互いに連携をしながら、全国にPRをしているという答弁がありました。

この答弁を受け、大和まほろば相撲連絡協議会について、10月20日に桜井巡業をされるが、協議会の中で、次の展開について話があれば教えてもらいたいという問いがあり、副市長より、次回の時期や場所については、また桜井市、香芝市と協議をして、来るべき時には葛城市でも大相撲場所をやっていききたいと思っているが、現段階では未定であるという答弁がありました。

次に、土木費では、公園管理事業の工事請負費、二上山ふるさと公園公園館トイレ改修工事の内容はという問いに対し、奈良県魅力ある観光地づくり推進補助金を活用し、二上山ふるさと公園内にある公園館の女子トイレ5基、男子トイレ2基の和式トイレを洋式化する工事を行ったという答弁がありました。また、吸収減対策公園緑地事業に伴う、しあわせの森公園植栽整備工事はいつ終了するのかという問いに対し、令和4年度で全て完了したとの答弁がありました。

次に、消防費では、葛城市は奈良県広域消防組合に入っているが、令和4年度中に施設の統廃合等の動きはあったのか、また、今後の方向性について議論されているのかという問いに対し、令和4年度中に消防署が統合され、新しく建設されたという事象はないが、2030年頃を目標とするランドデザインが策定され、葛城消防署は香芝消防署の分署となる計画が示された。将来は葛城消防署と高田南出張所を統合し、葛城市内に新しい消防署をつくることになるが、両施設とも耐用年数にはまだ余裕があるので、統合等の作業に入るのは先の話になる。奈良県広域消防組合に入り、効率化等の議論の中で、葛城消防署を単体として存続させることは難しかったという答弁がありました。

次に、教育費で、小学校費において、通級指導教室事業について、令和3年度決算にはなかった費目で、会計年度任用職員報酬等が25万4,836円支出されているが、また、通級指導

教室指導員報償費については、令和3年度の3万2,000円に対し、6万4,000円と増加しているが、これらの理由はという問いに対し、令和3年9月から通級指導教室を開設した。令和4年度途中で、通級指導教室の担当職員のアシスタントをする特別補助員を会計年度任用職員として雇用したための報酬である。また、通級指導教室指導員報償費については、奈良県リハビリテーションセンターから言語聴覚士を派遣いただいた費用で、1回当たり1万6,000円を支払っている。令和3年度は新型コロナウイルスの影響もあり、先生からの要望で派遣は控えられたこともあり、執行額が3万2,000円であったのに対し、令和4年度は4名来ていただいて、担当職員に研修を行っていただいたという答弁がありました。

さらに、委員からは、葛城市において、通級指導教室に通っている児童は増加しているのかという問いに対し、通級指導教室に通っている児童は、令和3年度は14名、令和4年度は22名、令和5年度では34名と、増加傾向にあるという答弁がありました。

この答弁を受け、他の委員からは、通級指導教室に通っている児童について、市内から通われている児童と、市外から通われている児童の内訳はという問いに対し、現在通っている児童の中に市外から通われている児童はないという答弁がありました。

委員からは、通級指導教室に通われている児童が年々増加しているということなので、更なる充実をお願いするという要望がありました。

次に、諸支出金では、基金費について、減債基金費の当初予算は1,000円であったが、1億5,816万1,000円を補正し、減債基金を積み立てることになった理由についてという問いに対し、地方財政法第7条に、決算上剰余金を生じた場合において、2分の1以上の金額をいずれかの基金に積み立てなければならないという規定があり、どの基金に積み立てるか協議した結果、近い将来、當麻複合施設などの普通建設事業が予想されるため、公共施設整備基金に2億円、減債基金に1億5,816万1,000円を積み立てたという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、過去には減債基金費ではなく、財政調整基金費に積み立てていたと思うが、このように判断した理由はという問いがあり、當麻複合施設の建設に当たっては、公共施設等適正管理推進事業債という交付税措置が比較的高い有利な起債があり、金額の大きい起債の発行が見込まれるので、この起債の元利償還金に充てるため、減債基金費に積み立てたという答弁がありました。

歳入では、民生費負担金の不納欠損金額189万1,000円の内容はという問いに対し、保育料の未納者のうち、主な理由として、居所不明などにより連絡が取れなくなった者も含め、5年の時効を迎えた保護者18名の保育所保育料であるとの答弁がありました。

委員からは、市税や保育料など、市における債権の不納欠損を防ぐためには、歳入未済額への積極的な取組が重要になると思う。各課にまたがる滞納情報を一元化するための専門部署の設置や、債権管理条例等の制定、また、外部委託への検討など、債権回収のための仕組みづくりを考える段階に来ていると思うが、今後の対応はという問いに対し、債権回収のためのチームの設置等については、近隣自治体の状況を確認しながら、今後研究していきたいという答弁がありました。

次に、総括質疑では、令和4年度の経常収支比率は91.6%と令和3年度から2.3%好転し、

市税もコロナ禍にもかかわらず、令和3年度から1.5%伸びているが、その理由はという問いに対し、経常収支比率算出の分母となる歳入の経常一般財源は約8,700万円の減、分子となる歳出の経常一般財源は約3億1,700万円の減となっており、分母の歳入の減以上に分子の歳出の減が大きかったため、数値が好転しているものである。主な要因は、歳入においては臨時財政対策債において約2億5,500万円の減となっており、歳出においては下水道事業会計における決算統計を基に算出した一般会計繰入金の数値の捉え方に修正があったため、補助費等において約5億円の減となったためである。市税の好転については、固定資産税が宅地開発等に伴う新築家屋などの増加により、約3,000万円の増収、たばこ税が税率改正により約4,100万円の増収となったことが主な要因であるという答弁がありました。

別の委員からは、令和4年度一般会計実質単年度収支はどうか、変動要因は何かという問いがあり、令和4年度の一般会計の実質単年度時収支はマイナス4,207万5,000円である。要因は、決算剰余金の2分の1を将来的なことを考慮し、減債基金、公共施設整備基金に積み立てたが、令和3年度のように、財政調整基金に積み立てた場合は、計算式上、実質単年度収支にプラスで計上されるが、財政調整基金以外の基金に積み立てた場合は、実質単年度収支に計算されないためであるという答弁がありました。

また、財政力指数は低下しているが、要因はという問いがあり、基準財政収入額の伸びに比べ、基準財政需要額の伸びが上回っているためであり、その要因としては、社会福祉費や高齢者保健福祉費の増額や、国の税収が過去最高額を更新したことなどから、普通交付税の基準財政需要額が増額される措置が取られたことなどによるという答弁がありました。

別の委員からは、令和4年度において不用額が多く出ている。要因について検証されているのかという問いがあり、令和3年度と比較して増加している不用額の大部分が民生費、特に住民税非課税世帯等臨時特別給付金と介護保険特別会計への繰出金であった。さらに、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は繰越事業であったため、制度上、減額補正できないことから、不用額として計上された。予算計上の際の見込みはどうであったのかという意見も出されており、今後、予算査定において説明責任の意識づけを、職員の中で共有してまいりたいという答弁がありました。

委員からは、件数や設計において、多く見積もって予算計上することにより、他の事業に予算がつけられなくなった可能性もあるので、当初予算の段階で厳しく査定していただきたいとの意見がありました。

別の委員からは、ある一定の基準を超えた不用額については、それが何が原因であったのか、努力や節約の結果であるのか、努力不足による事業の目標が達成できなかった結果であるのか、成果報告書の中で評価、分析をつけてはどうかという問いがあり、どのような事業において不用額が生じているのかという把握、分析は行っているが、更に踏み込んだ分析は行えていない。ご意見を生かせるように、職員間で予算、決算に対する考え方や思いを共有してこれらの財政運営に臨ませていただきたい、成果報告書等についても考えさせていただきたいとの答弁がありました。

委員からは、成果報告書を更に充実させることにより、審議の効率化が図れるのではない

かという意見がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、令和4年度の特定健診の受診率はどうなっているのか。また、特定健診の後、保健指導の通知を行った人数は何人で、何人の方が受診されたのかという問いに対し、令和4年度の特定健診の受診率は、令和5年7月時点での数字で31.9%、保健指導については、積極的支援の分で、対象者数は58人で、終了者が1人、動機づけ支援の分で、対象者が148人で、終了者34人であるとの答弁がありました。

この答弁を受け、市民に特定健診を受けていただき、早期発見、早期治療につなげて医療費全体を抑えていくということが非常に大切であると思うが、特定健診の受診勧奨業務の取組とその成果はという問いに対し、受診率を高めるための取組として、対象者全員への受診券送付、秋と冬の受診に向けての再勧奨通知、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方に対する自己負担が無料になるクーポンの送付等を行っている。また、本市の北側に住んでいる住民の受診率が低かったことを踏まえ、ゆうあいステーションでの集団セットけんしんの実施回数を増やしたところ、ある大字では、受診率が10%から20%以上に上がった例もある。令和4年度の秋からは、ウェブ予約もできるようになっているという答弁がありました。

賛成、反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第3号、令和4年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、家族介護支援事業の中で、家族介護用品支給事業の紙おむつの支給について、当初予算の金額と比較して決算額がかなり減っているようだが、その理由はという問いに対し、令和3年度に支給対象者の要件が変更となり、それまで要介護2以上で、住民税課税、非課税の要件もなく支給していたが、令和3年度以降、要介護4または5で、常時失禁、住民税非課税世帯の方に限るということになった。当初予算では、このことを踏まえた上で支給対象者を見込み計上したが、実質としては128名の方が対象になり、執行した額としては当初予算の3分の1強となったという答弁がありました。

この答弁を受け、令和2年度に314名だった対象者人数は128名となっているが、これが受けられなくなった方から何か意見等があったのか、また、市単独で緩和した条件のおむつ支給はできなかったのかという問いがあり、様々な意見をいただいております、真摯に受け止めている。数年前から、国は地域支援事業の中で、紙おむつ事業を縮小するよう指示を出しており、葛城市として令和3年度に縮小した経緯がある。住み慣れた地域で在宅での生活を推進していくという地域支援事業の趣旨を踏まえ、第9期介護保険事業計画以降の国や県の補助は不透明な部分もあるが、どのような制度設計や財源確保が適切なのか、国の動向も注視しつつ、真に必要な方にサービスが届くよう、引き続き検討していきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、紙おむつの支給の条件が変わって、いろいろな意見をいただいていると

いうことだが、大半の方が住み慣れた自宅で介護を含め、人生を全うするのがいいという選択をされると思うので、対象者の方の意を酌んで、行政として支援できるよう、検討していただきたいという要望がありました。

賛成、反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第4号、令和4年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、地産地消率と食物残渣の推移についてという問いに対し、令和4年度の市内産野菜に関しての地産地消率は8.04%、そこに米飯の米を含めると51.52%である。また、県内産の野菜を加えた場合は、野菜のみで21.45%、そこに米飯の米を加えると58.59%で、ともに前年度より増加傾向にある。食物残渣は、令和4年度が21.33トンで、令和3年度が22.39トンなので、減少傾向にあるという答弁がありました。

この答弁を受け、地産地消率の向上のため、地元農家との協力体制や育成について、また、食物残渣を減少させるための取組や工夫について、食物残渣には調理残渣と食べ残し残渣があるが、その辺の分析はという問いに対し、今までは地元産野菜について、安定供給に結びつけることができていなかったが、令和5年度からは、市内両道の駅と事前に話し合いをし、年間消費に関する情報を作付計画に反映させていただくことで、地産地消に反映できるよう協議をしている。食物残渣については、これまで調理残渣と食べ残し残渣に区別せず取り組んできたが、学校からの返ってくる残食率については17.7%となっている。残渣を減らす取組として、毎年給食に関するアンケート調査を実施して、嗜好調査や残食が多い食材について精査した中で、栄養士が献立作成の参考にしているという答弁がありました。

委員からは、地産地消の体制づくりに取り組んでいただくとともに、引き続き、おいしく楽しい給食をお願いするという要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第5号、令和4年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第6号、令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第7号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、令和4年度の後期高齢者医療の被保険者の窓口負担はどうなっているのか、また、保険料の未納者に対する保険適用についてはどうなっているのかという問いに対し、後期高齢者医療の窓口負担については、令和4年10月から、従来の1割、3割のほかに、2割という区分が追加されており、令和5年3月時点で、1割負担の方が4,232名、2割負担の方が1,096人、3割負担の方が335人となっている。また、未納者の保険適用については、給付制限は行わず、通常の保険適用をしているが、納付相談等を行うために短期の保険証を交付しているという答弁がありました。

賛成、反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定するべきものと決定をいたしました。

次に、認第8号、令和4年度葛城市水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑では、給水原価や供給単価がともに上昇しているが、その要因は、また、給水原価や供給単価、料金回収率について、基本料金の8か月分の免除の影響を除いた場合、どのようになるのか、また、営業外収益が増加した要因はという問いに対し、給水原価が上昇した要因は、竹内浄水場の浄水のカビ臭発生や減圧弁の故障で屋敷山配水池が使用不能となったことにより、自己水の供給量に不足が生じたことにより、県営水道の受水量の増加によるもの、各浄水場の電気料金の高騰によるもの、修繕工事の費用の増加によるもののほか、水道事業認可の変更申請に係る委託料によるものである。基本料金の8か月分の免除の影響を除いた状況は、給水原価は131円8銭、供給単価は128円70銭、料金回収率は98.18%である。営業外収益については、基本料金の8か月分の免除に伴い、当該免除に係る影響額を補うため、一般会計から他会計補助金として受けたもので、減免対象件数が5万8,919件に対し、基本料金が1,040円なので、営業外収益が6,127万5,760円増加したという答弁がありました。

この答弁を受け、基本料金の8か月分の免除の影響を除いた場合であっても、料金回収率が98.18%ということで、100%を下回った。これは、竹内浄水場のカビ臭発生や、減圧弁の故障によるものということで、水道の施設等についても老朽化が進んでいるので、今後、このような点についてしっかりと対応していただきたいという意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定するべきものと決定をいたしました。

最後に、認第9号、令和4年度葛城市下水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑では、収益的収入の営業外収益で、他会計補助金について、4億7,730万4,000円を受けているが、営業収益の下水道使用料以上の補助金を受けていることで収入が保たれている。経常収支比率も100%を超えている。この他会計補助金について、どの程度法定化されていて、葛城市は法定外でどの程度負担しているのかという問いに対し、毎年総務省から出されている繰入れ基準に係る金額は2億2,564万1,000円で、これが基準内繰入額となる。基準内繰入れ以外の分については、基準外繰入れとなり、下水道使用料を抑制するための赤字補てんが目的の一般会計からの繰入れとなるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定するべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えまして、決算特別委員会の報告とさせていただきます。

梨本議長 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

これよりただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、認第1号について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 私は、認第1号、令和4年度葛城市一般会計決算の認定について、反対の立場から討論します。

令和4年度葛城市一般会計決算におきましては、この間続いてまいりました財政調整基金の取崩し、実質単年度収支の赤字を補てんするということが大きく改善されて、減債基金に積み立てるなど、収支のバランスが取れた決算になったことは評価いたします。また、入札契約改革の一環として、第三者委員会の設置とその運営において、議事録をホームページに公開し、入札における透明性、競争性、公正性、公平性の確保に努めていること、あるいは塵芥処理費における犬猫死体処理委託料の支出削減など、決算審査におきまして指摘してまいりました課題についても改善されるなど、効率的な財政運営に努めておられることについては一定評価するものであります。しかし、以下の3つの理由において認定することに賛成できません。

1つ目の理由であります。令和4年度葛城市一般会計予算におきまして、マイナンバーカードの交付を促進するための予算が計上されておりました。その予算の議決に当たって、反対討論の中で、私は日本弁護士連合会の意見書を紹介いたしました。現在のマイナンバーカードにはプライバシー保護の観点が著しく後退していること、政府は現状の仕様のままでの積極的普及には慎重であるべきこと、事実上の強制や一体化する必要のない他制度の機能を取り込むことは行うべきではないこと、制度目的と全く関係のない利益誘導などによって全国民に普及させることを行うべきではないことなどを指摘した意見書であります。マイナンバーカード利用による様々なトラブルの発生を伝えるニュースは、こうした指摘がまさに正鵠を得ていたことを示しているのではないのでしょうか。政策の実現は、利益誘導ではなく、制度の信頼性を高めることによって果たされるべきと考えます。

2つ目の理由について述べます。令和4年度葛城市一般会計決算において、ごみ焼却施設運転管理委託料として2億6,973万円余りが支払われております。この委託料は、令和3年3月1日から令和12年3月31日までの9年間にわたる長期包括管理運営業務委託契約に基づき、クリーンセンターの焼却施設の管理運営業務委託に対して支払われるものであります。令和4年度は、長期包括契約に基づく最初の年間支払いの年となりました。それ以前の焼却施設の運転管理委託料は年間8,637万円余りでしたので、この補修費を含む管理運営業務委託とすることによって1億8,300万円余りが増額されることになったわけであります。そしてこの支払いは今後9年間継続することになります。この長期包括契約に伴う債務負担行為の議決については令和2年6月定例会で行われましたけれども、9年間の長期契約となることから、その費用対効果について慎重な審議が求められたにもかかわらず、期限ありきで議決を迫られて、議会として十分な審議時間が与えられないまま議決に至ったという経緯があります。したがって、決算におきまして、同契約における事業効果について検証することは、議会としての当然の責務だと考えます。しかし、本定例会中の決算特別委員会の質疑において、焼却施設管理運営業務委託についての事業効果、費用対効果について明確な説明はござ

いませんでした。よって、決算として認定することはできません。今後、来年の決算審査におきまして、この長期包括契約における事業効果、どのように上がっているのか根拠をしっかりと示していただき、決算審査ができるようにしていただきたいことを求めるものであります。

3つ目の理由は、指定管理者制度の運用に関わっているものであります。葛城市は61の公共施設を、指定管理者を指定して管理運営を行っております。この60施設の指定管理者には指定管理料が支払われております。その指定管理料において59施設の指定管理料については当初予算どおりの執行となっておりますけれども、福祉総合ステーションの指定管理料のみ、電気代の高騰を理由として、当初予算を29%も増額補正した指定管理料が令和4年度一般会計決算に計上されております。どうしてほかの指定管理施設と違いがあるのか、あるいはその積算根拠はどうか、質疑いたしましたけれども、納得できる回答はございませんでした。葛城市では指定管理者制度のガイドラインがそもそも策定されておらず、施設ごとに指定管理者制度の運用がまちまちとなっているという問題がございます。この決算書におきましても、指定管理料を指定管理委託料という名目で計上していること、さらには、体力づくりセンターの指定管理料については、運営補てん金として21節補償補てん及び賠償金の中で分類していることなど、この決算書においても不統一が見られるところであります。公共施設の公平性、公正性を確保する上で、あってはならないことだと考えます。指定管理者制度については、平成15年に地方自治法が改正されて20年がたとうとしております。今後施設の在り方において、指定管理者制度の運用について葛城市議会でも問題になってくるところでありますので、ぜひとも早期にガイドラインを策定して、次期の決算においてはしっかりと議論ができるようにしていただきたい、説明を求めたいと思っております。

以上の理由から、令和4年度葛城市一般会計決算の認定に反対いたします。

以上です。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

9番、松林謙司議員。

松林議員 認第1号、令和4年度葛城市一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本市の令和4年度一般会計決算におきまして、新市建設計画に伴う事業などで発行した地方債の償還が続く中、歳入歳出差引額は7億373万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源3,014万9,000円を差し引いた実質収支は6億7,359万円となっており、前年度に引き続き良好な黒字決算となっております。歳入面におきましては、コロナ禍にもかかわらず、市税収入が前年度より6,385万2,000円と1.5%増加しており、収納率におきましても前年度とほぼ同率の96.64%であります。また、経常的に充当された一般財源の割合、経常収支比率も前年度より2.3%好転をしております。厳しい経済状況の中、市税収入の確保に努められたと評価するものであります。また、歳出面におきまして、総務費、教育費、諸支出金において、増額となっておりますが、民生費、土木費が減額になっており、前年度の決算額と比較すると3,196万8,000円の減額となっております。

以上、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響があつたにもかかわらず、適正な執行の下、十分な成果が達成されたものと認められるものであり、今後においても市民サービスの向上に、また、コロナ後の市民生活の支援に、より一層取り組んでいただくことを要望いたします。私の賛成討論とさせていただきます。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第1号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

梨本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認第1号は認定することに決定しました。

日程第2、認第2号について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 認第2号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論します。

葛城市国民健康保険加入者の1人当たりの医療給付費水準は、県内市町村の中で、下から4番目前後を推移してまいりました。国民健康保険特別会計が奈良県単位化となる以前は、1人当たりの医療給付費が低いために、葛城市の国保税水準は県内でも大変低い水準にあり、12市では最も低い国民健康保険税水準でありました。しかし、奈良県は国保県単位化に当たって統一国保税水準とすることにしたために、葛城市の国保加入者の国保税水準は大きく引き上げられることになり、医療給付費水準に見合わない、高い国保税を負担させられることになっております。全国の都道府県におきまして、県単位化の国保特別会計の統合が進められているところでありますけれども、市町村の医療給付費水準の違いを反映させた国保税水準としている都道府県が数多くあります。市町村に相互補完を強いる奈良モデルを推進してきた知事が交代したことを機に、葛城市としても、現在の統一保険税水準について、市町村の違いを反映した、また、健康政策のインセンティブが働く保険税の在り方に改めることを葛城市として意見具申すべきではないでしょうか。葛城市国民健康保険の被保険者数は奈良県国保県単位化導入の検討段階で示された推計数よりも、令和4年度決算において約1,000人近く少なくなっております。大変大きな見通しの違いが生まれておるわけであります。1人当たりの医療給付費は毎年増えておりますから、被保険者の大幅な減少が今後更に続くことになれば、早晩、市町村の国民健康保険特別会計のやりくりは大変厳しくなってまいりま

す。問題は、どうして国保被保険者が激減しているかであります。それは社会保障制度改革で、被用者保険に加入する条件が緩和されたために、国保に加入していた高齢者が一定時間働くことで被用者保険の加入者資格を得て、国保から脱退する方が今増えているからであります。国保加入者が減少する一方で、協会けんぽ加入者は増加しております。これも、被用者保険と比べて国保税が大変高いことが原因となっております。全国知事会が要望しておりますように、1兆円の国費の投入で支払える国保税とすることが求められております。令和4年度から未就学児の国保被保険者の均等割額が半額へと改善することが国によって行われました。これはまさに改善の一步となりましたけれども、引き続き国保税を協会けんぽ並みの数字に下げのために、国保税の均等割と平等割をなくして、応能負担原則とすることを日本共産党は求めております。令和4年度葛城市国民健康保険特別会計決算は、葛城市の国保加入者にとって不利な、そして、国保の安定運営においても極めて問題を抱えている決算となっておりますので、認定することはできません。

以上をもって反対討論といたします。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

2番、横井晶行議員。

横井議員 認第2号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、被用者保険の適用拡大や、団塊の世代の後期高齢者医療への移行による被保険者の減少、医療技術の高度化に伴う医療費の向上などが進む中、県との広域化による安定的な財政運営を図り、将来にわたり持続可能で安定した医療が受けられるように取り組まれているのでございます。そのような中で、一般会計からの財源補てんを受けることなく黒字決算を保つことができおり、国民健康保険事業を持続的に維持し、円滑に運営するための努力がされた決算であると評価するものであります。これは文字通り、声なき声を声にして、声を声にする市民第一を目指した行政施策の表れでもあるのでございます。実にほほ笑ましい行政施策でもあります。国民健康保険は、被保険者である市民の皆様にとって重要な役割を担っている制度であることから、引き続き奈良県との連携を深め、今後においても国民健康保険事業の運営の健全化と更なる保健事業の充実に取り組んでいただき、財政運営に一層の努力をされることを要望しまして、賛成の討論といたします。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第2号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

梨本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。
賛成多数であります。よって、認第2号は認定することに決定しました。
続いて、日程第3、認第3号について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第3号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第3号は認定することに決定しました。
日程第4、認第4号について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第4号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は認定することに決定しました。
日程第5、認第5号について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第5号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は認定することに決定しました。
日程第6、認第6号について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第6号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は認定することに決定しました。

日程第7、認第7号について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 認第7号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論します。

令和4年度には、新たに後期高齢者医療保険者の保険料負担、窓口負担が増えるという制度改正が国によって行われました。令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計は、被保険者の負担増による決算となっており、認定に賛成することはできません。後期高齢者医療費の負担増は、世代間の不公平の解消を口実に行われることがありますけれども、60代の人でも50代の人でも、さらには40代、30代の人もいつかは後期高齢者になるわけであり、そして、少子化は現在止まっておりませんから、後期高齢者の医療費負担の増加は、若い人たち自身の老後問題でもあります。世代間の不公平の解消という理屈で行われることの実態は、全世代における社会保障の後退ではないでしょうか。この後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者だけを対象とした医療制度であり、年齢による差別的な制度であります。この制度導入以前は、所得の低い高齢者の多くは、働く親族の扶養家族として医療保険料の負担はございませんでした。言わば企業が負担していたのであります。ところが、後期高齢者医療制度によって個人が保険料を負担することとなり、企業が負担する社会保険料は減少しました。他方、国民所得に占める税金と社会保険料負担は日本では現在45%を超えております。20年以上にわたって、企業には法人税減税と社会保険料負担の軽減が、国民には増税と社会保険料の負担が押しつけられてまいりました。そのことが原因となって、20年以上にわたり、日本国内の消費が低迷し、国民総生産が伸びず、実質賃金が下がるなど、大きな社会停滞を日本は起こしているわけであり、日本共産党は、抜本的な変革のためには、国際経済の大きな変化に対して、政治自体も大きく変わっていかねばならないと考えております。多くの先進国では政権交代を繰り返しながら、こうした社会に対応し、新たな経済発展を成し遂げております。抜本的にこうした社会保障の在り方を変えていく上でも、日本においてそうした変革が求められている時代となっているのではないのでしょうか。

以上をもちまして、後期高齢者に対する医療制度の抜本的な改革を求めて反対討論といたします。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

8番、奥本佳史議員。

奥本議員 認第7号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算につきまして、私は賛成の立場で討論させていただきます。

75歳以上が該当する後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度を将来にわたって持続可能なものとするため、高齢者世代と現役世代の費用負担が公平で分かりやすい制度となるよう、老人保健制度に代わって平成20年度より運用開始されています。もう少し詳しくこの背景を

説明いたします。従来の老人保健制度というのは公費50%、それから現役世代の支援金が50%という割合でした。これが、平成20年度、後期高齢者医療制度導入時には、公費50%に対し、現役世代の支援金40%、4割ですね。高齢者自身の負担が10%という設定がされました。ただ、急速に肥大する高齢者医療費、それから、その当時、現役世代が保険料の4割以上を負担しているという世代間負担の格差を解消ということを目的に、その後いろいろ改正がありまして、今、令和4年度の予算ベースでは、公費43%で、現役世代からの支援金が37.5%、高齢者自身の負担割合が19.5%という形になっております。先ほど反対討論の中で若い人の老後問題でもあるという話でしたけども、この30年間、若い方は賃金が上がってないんですよ。国際水準からすると日本は最低の部類なんです。そういった中で、やっぱり現役世代が所帯を持つこともためられる状況にあると。やはりこの若い世代の負担を減らしていかないといけない。そういう意味でこの制度が出来上がっているわけです。今後ますます被保険者数や医療費が増加していく中、保険料の軽減措置など、様々な改革が行われていることに対しては、私は着実に制度が定着して成果が上がっていると考えます。

奈良県全体で、これからますます増加が予想される高齢者の医療費に対して、広域連合が運営主体となり、医療費適正化や健康保持増進のための保健事業を積極的に取り組まれていることで、医療費の伸びをできるだけ緩やかなものとして、安定的で健全な制度運営の継続につながっております。

本市においては、引き続き県や広域連合と連携を図りながら、この医療費制度について、被保険者である高齢者の方々にご理解をいただき、持続可能で安心できる医療制度の構築に一層の努力をいただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、認第7号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

梨本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認第7号は認定することに決定しました。

日程第8、認第8号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、認第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第8号は認定することに決定しました。
日程第9、認第9号について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第9号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、認第9号は認定することに決定しました。
ここで暫時休憩いたします。再開時間は、午後1時30分といたします。

休 憩 午後0時04分

再 開 午後1時30分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第10、議第64号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第64号、葛城市税条例の一部を改正することについて、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、住民税が非課税の方の森林環境税の徴収はどうなるのかという問いに対し、国税である森林環境税、地方税である市県民税は、それぞれ非課税基準は違うが、市県民税の非課税基準のほうが低いので、基本的には、市県民税が非課税であれば森林環境税は非課税になるものと考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務建設常任委員会の報告といたします。

梨本議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。
これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第64号、葛城市税条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論します。

本条例改正は、令和6年度から市民税均等割に上乗せして年額1,000円の森林環境税を徴収することを含む税条例の改正となっております。森林環境税は、2014年度から2023年度までの10年間、東日本大震災の復興を目的として、住民税均等割に1,000円の上乗せをして徴収するとした復興特別税の課税が2023年度に終了するタイミングで、引き続き住民税均等割に1,000円上乗せをして、国税として徴収するものであります。森林環境税の目的について国民に十分に知らされ、論議されることなく、復興特別税を衣替えして国民負担を継続するものであり、賛成することはできません。

また、森林環境税が、所得の低い人にも高い人にも同額の1,000円の均等額として賦課されるため、所得の低い人には重く、所得の高い人ほど負担が軽くなる逆進性の強い税となっております。林業の生産性を高め、木材利用だけでなく、木質エネルギーの利用率を高めて、化石燃料使用を削減してきた環境先進国ドイツと比べて、日本の林業政策、森林環境政策の目指しているところは全く不明であります。そうした状況にあって、森林環境譲与税として国から森林環境税の配分を市町村が受けたとしても、本当に実効性のある森林環境保全のために効果的な支出ができるでしょうか。

以上の理由で、森林環境税という新たな税を賦課する葛城市税条例の一部を改正することについて、反対いたします。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

11番、川村優子議員。

川村議員 私は、議第64号、葛城市税条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

今回の条例改正は、地方税法の改正に基づくものであります。先ほどよりの谷原議員からも森林環境税についてでございますが、令和6年度から個人住民税に併せて森林環境税1,000円を賦課徴収する規定が設けられております。森林は、水資源の貯留や洪水の緩和、また水質の浄化、地球温暖化の防止など、広く恩恵を与えるものでございますが、昨今、森林地の所有者や境界が分からない、そういった状況にあることや、また担い手の不足などが大きな課題となっております。森林整備に必要な財源を安定的に確保することが必要となったために創設されたのが森林環境税及び森林環境譲与税でございます。

葛城市の森林環境譲与税の使い道につきましては、効果的で価値のある施策に生かしていただき、葛城市の豊かな森林を守っていただくことを期待するものでございます。また、公的年金等の受給者の住民税申告義務に係る規定の整備、それから、軽自動車税では、燃費性能や排出ガス性能に係る不正を行った自動車メーカーに対して、不正により生じた納税不足額を徴収するための規定の整備など、適正な改正内容と判断できるものでございます。

以上の理由をもちまして、私の賛成とさせていただきます。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第64号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

梨本議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議第63号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてを議題をいたします。

本案は、厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、奥本佳史議員。

奥本厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第63号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

理事者からは、福祉総合ステーションいわゆる、ゆうあいステーションの令和6年4月から5年間の指定管理者の指定について、施設管理運営調書、指定管理評価表、管理運営委託業務仕様書、社会福祉協議会の事業別収支決算状況等の資料提出と説明がなされ、現在指定管理業務を受託している社会福祉法人葛城市社会福祉協議会が継続して指定管理者として最も適切であると判断したことについて説明がありました。

この説明を受け、委員から、指定管理評価表については担当部長と課長とで評価されているが、第三者による評価はできないのかという問いがあり、指定管理評価表は任意で作成したものであり、まず担当部署で評価を行い、庁内に諮っている。ご指摘の第三者による評価については今後の検討課題であるという答弁がありました。

この答弁を受け、指定管理業務の委託は5年間であり、毎年このような評価をすることはできないのかという問いがあり、いろんな意見をいただく中で、福祉総合ステーションの進め方として評価をしていかななくてはならないと感じた。しかし、市内にはほかにも多くの指定管理施設があることから、市として指定管理業務をどのように進めていくか、担当部署である企画政策課と協議しながら進めてまいりたいという答弁がありました。

また、質疑の中で、複数の委員から、指定管理の受託者としての評価だけでなく、今後5年間指定管理を安心して受託できる事業者であるかどうかを議会として判断するためにも、社会福祉協議会の経営状況について把握する必要があると考えているという意見があり、それに関し、社会福祉協議会は毎年基金を取り崩して事業運営を行っている点についても、経営状況をどのように判断されたのかという問いがありました。

理事者からは、積立資産取崩しについては、平成30年度は400万円、令和元年度が200万円、

令和2年度が1,750万円、令和3年度が1,800万円、そして令和4年度においては3,091万5,000円を取り崩して、現在の残高として8,100万円程度となっている。新型コロナウイルス感染症による影響があったため、予想外の取崩しとなった。また、基金積立資産取崩しは、令和元年度より毎年2,500万円ずつ取り崩すように指示している。この基金の現在の残高は約2億円で、市民の皆様からいただいた寄附金が積み立てられたものであり、社会福祉法人として持つべき額をはるかに超えていると判断したからである。当然、基金を取り崩した額と同額は、市の補助金を減額する対応を行った。内部留保資金を取り崩しているの、赤字経営とは判断していないとの答弁がありました。

さらに、他の委員からの、指定管理委託料の金額が固定していないのはこの福祉総合ステーションだけである。毎年、指定管理委託料を変更するのではなく、事業を精査した上で、提示した指定管理料の中で事業をしていただくことはできないのかという問いに対し、指定管理を委託している施設の中で、本施設のみが福祉施設であり、利益を生む事業所ではない。福祉事業ということで、実費にて運営していただいている。事業の精査ということだが、サービスを低下させることが市民のためなのかということもあり、現在のサービスを維持するとなると、今のような形になるという答弁がありました。

この答弁を受け、サービスを維持するという点から考えるとそのようになるかもしれないが、プールや入浴について、市外の方がたくさん利用している現状についてはどう捉えるのか。もう少し精査できるところがあるのではないかと。また、ほかの指定管理施設については光熱水費の上昇があるにもかかわらず、指定管理料は変更しておらず、他の施設と同様に本施設の指定管理料を変更するべきではないと考えるという意見がありました。

また、他の委員から、社会福祉協議会やゆうあいステーションについて、市民の皆様は大きな期待を持っているが、現状とのギャップがある。そのため、今後改革を図っていかねばならないと考えるが、市長はどうお考えなのか。また、社会福祉協議会の会長が市長であることについては、以前より問題ではないかと指摘されている。一例でいうと、災害発生時において、市長は災害対策本部長として指揮する立場であるが、一方で社会福祉協議会の会長は、ボランティアの受入れを行う立場となり、誰であっても業務遂行に無理があると考える。組織的な改革も必要であるとするが、市長はどうお考えなのかという問いがあり、市長から、市長の立場として答えるが、まず、新型コロナウイルス蔓延以前の状態に戻すのが最優先である。委員の皆様から意見をいただき、改革をする点があると感じているので、コロナ禍以前に戻すという作業が見えた段階で議論を深めてまいりたい。私は365日で、数日しか休むことなく、市長としての職務に徹してきた。非常に激務であると認識している。そんな激務の中で、どれだけ目が届くのかということもあるので、それに代わるような事務方の段階での管理能力がある組織の在り方というのを少し検討していきたい。無報酬で社会福祉協議会の会長をやっているが、会長という責務からすると、当然有償の任務であるので、いずれはその経費が出せる組織に、持っていければという思いはある。過渡期であることを理解していただきたいとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえて、賛成の討論があり、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決す

るべきものと決定しました。

その決定を受け、委員から、社会福祉協議会の経営改善案と組織改革案を令和6年度一般会計予算の審議前に示すよう、附帯決議案が提出されました。

賛成の討論があり、採決の結果、全会一致で附帯決議案を付すことに決定したので、本日の本会議に委員会発議で本附帯決議を提案することになりました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされて、意見、要望が出されたことを申し添えて、厚生文教常任委員会に付託された議案の審査報告といたします。

梨本議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第63号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、発議第2号、議第63号 葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてに対する附帯決議を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

8番、奥本佳史議員。

奥本議員 ただいま上程を賜りました発議第2号、議第63号 葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてに対する附帯決議について、提案理由の説明をさせていただきます。

先ほどの採決の結果、議第63号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定については可決となったところではございますが、9月11日に開催された厚生文教常任委員会の審査において、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者となる社会福祉法人葛城市社会福祉協議会については、現状の事業経営に不安な点があり、今後5年間の運営を安心して任せるためには、市として経営改善や組織改革を求めていくことが必要であるという結論に達したため、次のとおり附帯決議を提案いたします。

本議案において、葛城市福祉総合ステーション「ゆうあいステーション」を令和6年4月1日からの指定管理者として指定された、社会福祉法人葛城市社会福祉協議会について、運営に関し補助金を交付している立場として、市長は以下のことについて、適切に措置を講じること。

記。

1. 社会福祉法人葛城市社会福祉協議会の経営状況について、状況を把握したうえで、経営改善計画及び組織改革案を令和6年3月の令和6年度一般会計予算についての審議までに議会に示すこと。

以上、決議する。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

梨本議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会提出の議案ですので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 附帯決議に関する賛成討論を行います。

この議第63号は、ゆうあいステーションの指定管理に関する議題でございました。従来から社会福祉協議会がその任務、管理というものをしてくださっていたわけでございます。振り返ってみるとこの5年間、コロナ禍というものもあって様々なところで制限もかけられたというのも事実はあろうかと思えます。しかし、その中をちゃんと乗り越えてこられた、また、元に戻すということで、今努力をしてくださっているというところで、社会福祉協議会そのものに、協議会で管理をしてくださるということは、私も、また、委員の中でも、それに対する異論というものはなかったところであります。しかしながら、昨今、社会福祉協議会の本業の中で、住民の多様な福祉ニーズ、様々な福祉ニーズというものが、この社会福祉協議会に対して期待をされている。これは今後においてますます高まろうとしているところでございます。先ほど委員長の委員長報告にもございましたけども、そういった社会福祉協議会に対する期待と、今の現状とにやはりギャップがあるというところら辺が、議論が長くなった、非常に長い時間をかけさせていただきました、それが1つの大きな原因であったであろうかと思えます。

そんな中で、議会と市長からも理解をいただいて、私のほうから、社会福祉協議会の会長も、市長が兼務されているわけです。しかし、奈良県全体を取ってみても、例えば市だけを取ってみると約半分が、今まで市長とか首長をやられたけども、専門の方がやられているという現状も考えていただきたいということを申し上げて、そして、先ほどから何遍も申し上げております市民からの期待というものに沿うためには、やはり改革というものをしていかなければならないと申し上げたところ、先ほどの説明もございましたように、市長自身、こ

それを機に組織的な改革も検討してみたい、検討するというところでございました。また、業務に対する改革にも取り組んでいきたいということをご自身から発せられたことにつきましては、私自身のみならず、委員のほうも、長い時間かけましたけども、本当に市長に感謝を申し上げたい、また、期待を申し上げたいところでございます。

そんな中で来年の4月1日から、ゆうあいステーションの管理というものを引き続きやっていただくわけでございますけども、3月の議会の中で予算というものも出てくるわけでございます。それまでに、市長のほうからのお考えということをお聞きした上で、理事者、また議会が一緒になって、社会福祉協議会、葛城市の福祉行政というものを守り立てていきたいということで、この附帯決議に賛成するものでございます。

最後になりましたけども、この案件、何遍も申し上げますけども、これはゆうあいステーションの指定管理の案件でございます。ゆうあいステーションが多くの方に利用されて、多くの方に喜んでいただきますこと、社会福祉協議会にも頑張ってくださいをお願いして、私の賛成討論といたします。

以上でございます。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第2号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第65号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案は、厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、奥本佳史議員。

奥本厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第65号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果を報告いたします。

質疑では、放課後児童支援員について、これまでは研修の受講を修了してから支援員になれるということだったが、人員の確保が困難であるため、本改正で、2年以内に受講を修了すればよいということになるが、本市の現状はどうかという問いがあり、現在の学童保育所における放課後児童支援員は、研修修了者が29名、本年度受講予定者が2名の合計31名となっており、それ以外に補助員として18名が在籍している。また、放課後児童支援員認定資格研修については、奈良県が主催しており、令和4年度の研修は令和5年1月から2月にかけて4日間にわたり、合計24時間実施された。今年度も同様の研修が予定されているので、本市の支援員2名も受講を予定しているとの答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも質疑がなされたことを申し添えて、厚生文教常任委員会に付託された議案の審査報告といたします。

梨本議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第65号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論いたします。

本条例改正案は、学童保育に従事する放課後児童支援員の資格要件を緩和する内容となっております。条例の原則は先ほど委員長報告にありましたように、放課後児童支援員は県知事が行う研修を修了していることが条件となっております。それが、年度内に研修をすればいいという規制緩和が行われ、そして今回新たに、2年間のうちに研修を受ければよいという形で更に緩和するという内容になっているものであります。では、なぜ研修を受けることを条件としているのでしょうか。それは学童の保育に当たって、専門的な知識を必要とするところがあるからではないでしょうか。ところが、今回の改正が実施されると、1年目に研修を受けず、2年目に研修を受けることによっても、学童支援員として従事することができるということになってしまいます。つまり、研修を受けなくても、1年間は学童保育に従事するということを認めるということになるわけであります。これでは、安心・安全の学童保育、これを保障することにはならないのではないのでしょうか。人材確保を容易にしたいということであれば、それは筋違いというのではないのでしょうか。採用後に、放課後児童支援員の自覚を形成するためにも、速やかに研修を受講させることは行政の責任ではないのでしょうか。予算をしっかりと組んで、毎年実施する。場合によっては年間の開催日数を増やせば可能なことであります。資格要件の緩和ではなく、研修環境を整えることこそ求められているのではないのでしょうか。葛城市として、奈良県に研修の開催をしっかりと行うよう要請することこそ求められていると考えます。

以上の理由で、議第65号議案に反対いたします。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

3番、柴田三乃議員。

柴田議員 私は、議第65号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論いたします。

葛城市の放課後児童健全育成事業につきましては、日頃から子どもが放課後に安全で安心

して過ごすことができる支援を行っていただいているところでもあります。放課後児童健全育成事業に従事していただいている放課後児童支援員は、先ほどの谷原議員、また、委員長からの報告にもありましたように、放課後児童支援員認定資格研修を受講した有資格者であります。また、委員長報告の中でありました、現在29名の児童支援の方がいらっしゃいますし、また、今年度2名の方が研修を受けるということでもあります。また、資格を有していない補助員の方が18名いらっしゃるということで、人員不足が懸念される中で、担当部局にはご努力いただいていると認識しております。

今回の放課後児童支援員の要件の改正であります研修期間の延長の措置につきましては、先ほど谷原議員がおっしゃいました2年に延長するというので、1年目に資格を取らなくても支援員として働けるのではないかということでありましたが、まず、支援員になるには保育士の資格があること、保育士または社会福祉士の資格がある、または大学でそういった課程を取っている方に限られております。2年の余裕があることで、1年目に様々な経験をしていただき、そして研修を受けていただくという選択もできるかと思えます。葛城市におきましても、放課後児童支援員の安定的な確保に努めていただいて、子どもが放課後に安心・安全に過ごすことができる支援につなげていただくことを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第65号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

梨本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議第66号から日程第17、議第69号までの4議案を一括議題といたします。

本4議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

11番、川村優子議員。

川村予算特別委員長 ただいま議長のお許しを得ましたので、ご報告させていただきます。

去る9月4日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託されました議第66号から議第69号までの4議案につきまして、9月13日午前9時30分より、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告させていただきます。

まず、議第66号、令和5年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決についてであります。

す。

質疑では、1つ目に、総務費、自転車用ヘルメット購入補助金について、目的や補助金額などの概要はという問いに対し、自転車用ヘルメット着用が努力義務化されたため、交通事故の被害の軽減及びヘルメット着用率の向上を目的として、ヘルメットの購入に対する補助を10月1日より行う予定である。補助金額は購入費の2分の1とし、2,000円を上限とする。申請件数は約500件と見込んでいる。ヘルメットの補助は、購入者1人につき1回を限度としている。チラシやホームページ、防災行政無線での放送などを通じて周知し、より多くの方々にご利用いただけるよう努めていきたいという答弁がありました。

また、別の委員からは、対象者は10月1日以降の購入者のみなのか。4月1日以降の購入者は、必要書類があれば申請対象になるのかという問いに対し、10月1日以降の購入者を対象としている。4月1日以降の購入者についても対象にするのか検討したが、既に書類を処分した購入者もいるであろうということで、公平を期すために、9月30日までの購入者は除いたという答弁がありました。

この答弁を受け、今年度として、公平さでいえば、既に4月1日以降の購入者と10月1日以降の購入者で差が生じている。来年度からはこのような事業は年度事業として、先もって行っていただきたいという意見がありました。

2つ目に、総務費、市内消費活性化事業について、目的や補助金額などの概要はという問いに対し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者に対して支援するために、市内事業所で使用できるクーポン券を配付する事業である。クーポン券は、1人当たり3,000円分で、11月1日時点で葛城市民である世帯主に対し、引換券のはがきを送付し、市内4か所の引換所にて引換えをする予定である。引換期間は12月11日から12月25日までとし、使用期間は12月11日から令和6年2月29日までとする予定であるという答弁がありました。

3つ目に、民生費、認定こども園管理事業の土地借上料の内容はという問いに対し、磐城認定こども園調理室等整備工事により、既存の駐車場に工事作業員の車も駐車しているほか、現場事務所も設けたことから手狭となっており、駐車場のスペースの拡充を図るため、一部の駐車場利用職員の車両をJAならけん当麻支店の南側の民間駐車場に駐車することを想定しており、令和6年3月までの6か月分を計上しているという答弁がありました。

また、別の委員からは、今回の工事で必要なために駐車場を借りるのかという問いがあり、市長からは、今回の補正予算は工事が始まることに伴う駐車場の借り上げを計上している。ただし、磐城認定こども園については、来年から本格的に磐城第1保育所のお子様を預かっていくが、車で送迎される方が多くおられるため、現状では足りなくなると予測している。このことを踏まえ、継続的な駐車場確保が必要だと認識しているという答弁がありました。

4つ目に、債務負担行為補正の磐城認定こども園給食調理・配送等業務委託に関して、もともと公立保育所で働いていた調理員の方の雇用の継続を仕様書などで委託先の業者に求められるのか、また、給食調理における安全性を確保するためにどのような業者選定を行うのかという問いに対し、保育所では調理員の不足状態が続いているので、雇用希望があれば配

置替え等で対応を考えている。また、本人が委託先に就職を希望されるようであれば、業者と調整しようと考えている。また、業者選定については、価格だけで決まることのないように、プロポーザル方式を検討しているという答弁がありました。

5つ目に、債務負担行為補正の学校施設LED化ESCO事業委託の変更理由はという問いに対し、当初は、事業費を単年度に集中させず、平準化する方法に着目して検討しており、ESCO事業の中でも、初期導入費用も含めた事業全体をリースと同様に事業期間内に平準化して負担する契約方式を考えていたが、事業実施に向けて検証していく中で、電気料金の単価が当初予算作成時の想定を大きく下回っており、電気料金の減額効果が十分に得られず、契約が成立しないことから、同じESCO事業の中の一つの方式である、市が初期導入費用を初年度に一括して負担する契約方式の検討を行った。この方式は、令和5年4月に創設された地方債の脱炭素化推進事業債の対象となることが確認できたので、これを活用することで、当初予定していた契約方式に比べ、事業の期間を短く、かつ事業費を低くすることができるので、有利な方法と判断し、初期導入費用を一括負担する契約方式で実施ができるよう変更を行うものであるという答弁がありました。

この答弁を受け、行政の場合は、起債を行うことで施設整備等の費用負担を平準化することができ、金利は発生するが、一般的にリースの金利よりも低くなるのではないかと考えている。事業実施の際、リースか起債のどちらがいいのかということも検討していただきたいという要望がありました。

最後に、災害復旧費、工事請負費の内容はという問いに対し、6月2日の大雨による二上山の登山道で発生した土砂崩れの補修工事を行うものである。工事は11月頃から始め、工事期間は全行程が人力となるので、2か月程度を予定しているという答弁がありました。

また、別の委員からは、緊急工事としなかった理由はという問いがあり、台風により、再度土砂崩れが起こるおそれがあるため、台風のシーズンが終わり次第、復旧しようと考えたためであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第67号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、国民健康保険システム改修委託料の財源が一般財源で、一般会計の繰入金となっているが、国や奈良県の補助金はないのかという問いがあり、財源については、当初、地方交付税措置が行われるということであったので、一般会計からの繰入金ということで予算計上している。しかし、9月に入り、この経費については、国の特別調整交付金により財政支援をする予定だという通知が届いたので、歳入については、12月に再度説明の上、補正をお願いする予定であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議第68号、令和5年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、前年度の繰越金を一部は基金で積み上げ、もう一部は償還金に充てているが、

何か決まりがあるのかという問いがあり、通常、国からもらい過ぎている分を償還金として返還しなければならないので、その分だけを繰越金として繰り越し、翌年9月に精算するが、今期の場合は、新型コロナウイルスの影響で保険給付が伸びなかったことから、第8期介護保険事業計画と比べ、余剰金が出たので、基金に積み立てているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第69号、令和5年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、過年度水道給水分担金等還付金額不足による増額とあるが、内容はという問いがあり、住宅開発に伴い、開発業者等から、給水分担金や、メーターボックス代金、設計及び竣工検査手数料を工事着手前に前納をしてもらっていたが、過年度分で住宅開発の区画数の減少が生じた際には、差額を還付している。今年度は8月までに3件の還付があったが、今後更に5件の還付見込みがあるため、補正額として1件当たり21万7,800円の5件分で108万9,000円の補正をするものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されていることを申し添えまして、予算特別委員会の報告とさせていただきます。

梨本議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第14、議第66号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第66号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第67号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第67号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり可決されました。
日程第16、議第68号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第68号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり可決されました。
日程第17、議第69号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第69号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第18、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題と
いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には、4日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

これをもちまして本定例会を閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、各常任委員会、また予算、決算特別委員会の審査において、議員各位から出された意見や要

望を真摯に受け止められ、葛城市政の執行と令和6年度の予算編成に当たられますよう要望いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月4日に開会されました令和5年第3回葛城市議会定例会が、22日間の全日程を終えさせていただき、本日をもちまして閉会の運びとなりました。議員の皆様には、長期間にわたりまして、ご提案申し上げました各案件について慎重なご審議を賜り、全ての議案の承認、可決をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げる次第でございます。会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、職員一丸となつて、葛城市の更なる発展のため、鋭意努力してまいる覚悟でございます。議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

梨本議長 以上で令和5年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時26分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長

梨本 洪珪

議 会 副 議 長

杉本 訓規

署 名 議 員

坂本 剛司

署 名 議 員

吉村 始